

市内介護サービス事業所 管理者 様

浜松市介護保険課長 大村 貴弘

浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱の一部改正  
及び食費に係る補助事業の実施について（通知）

日ごろ、本市の介護保険行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、長引く原油価格・物価高騰等の影響を受けながら事業を実施している介護サービス事業者の負担を軽減することを目的に、令和5年7月から浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という）に基づき、市内で介護施設等を運営している法人を対象として電気・ガス料金に係る補助事業を実施してきたところです。

この度、電気・ガス料金に加え、食料品価格も高騰が長期化していることを踏まえ、要綱を一部改正し、下記のとおり食費に係る補助事業を実施することとしましたので、お知らせします。

つきましては、補助要件及び対象施設等を御確認の上、補助金の活用を希望される場合は、期日までに交付の申請をしてください。

記

## 1 補助制度の概要

特定入所者介護（予防）サービス費の対象となる特定入所者が利用する介護老人福祉施設等<sup>※</sup>を市内で運営する事業者に対して、特定入所者にかかる食費の高騰分として、対象者の人数及び利用日数に応じて算出した額の1/2を補助金として交付します。

なお、事業内容の詳細については、下記リンク先に掲載しています。申請に当たっては、下記リンク先に掲載されている要綱及び参考資料等を必ず確認してください。

※介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び地域密着型介護老人福祉施設

【浜松市公式ホームページ】

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kaigo/welfare/caresp/news/20231211sixyokuhi.html>

## 2 提出書類等

下記、①～③について、提出期限内に全て御提出ください。なお、様式等は上記のリンク先に格納されています。

### ①補助金活用希望調査

交付申請に先立って、補助金の活用希望調査を実施します。なお、補助金の活用を希望しない場合は提出不要です。

【提出書類】

- ・補助金活用希望調査票

**【提出先及び提出方法】**

提出先：介護保険課指導第1・第2グループ

提出方法：E-mail 又は FAX で提出。E-mail の場合は件名を「食費補助金活用希望調査（法人名）」  
としてください。

E-mail：[kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp) FAX：053-450-0084

**【提出期限】**

**令和6年1月15日（月）**

**②口座情報等の登録**

補助金の交付を受けることとなる口座番号等の情報の登録をお願いします。なお、補助金の活用を希望しない場合は登録不要です。

**【提出方法】**

口座情報等は、下記入力フォームから登録してください。

<https://logoform.jp/form/Savd/448293>

※「口座番号」や「受取人名義」等の入力に誤りがあると円滑な振り込みが困難になりますので、入力誤りが起こらないよう御留意ください。

**【提出期限】**

**令和6年1月15日（月）**

**③交付申請**

①及び②の提出が終わり次第、交付要綱に基づく交付申請をしてください。

**【提出書類】**

- ・ 交付申請書（第1号様式）
- ・ 申請額算出内訳書（第2号様式）
- ・ 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- ・ 暴力団排除に関する誓約書（第5号様式）
- ・ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（給与所得者を雇用する法人のみ）
- ・ 申請書類チェックリスト

**【提出先及び提出方法】**

提出先：〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2 介護保険課 指導第1・第2グループ宛て

提出方法：窓口提出又は郵送（署名又は記名押印が必要な書類があるため、メールでの提出は一切受けません。）

**【申請受付期間】**

**令和6年1月4日（木）から令和6年1月22日（月）17時必着**

※申請受付期間を過ぎてから申請があったものについては、原則、受けません。

### 3 留意事項

- この補助金の交付を受けるに当たっては、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管する必要があります。
- 令和5年度中に事業所を休廃止する場合、当該事業所に係る補助金は全額返還が必要になります。令和5年度中に休廃止を検討している事業所がある場合、当該事業所分については申請しないよう、御注意ください。
- 静岡県が実施する「介護サービス事業所等物価高騰対策支援金」の支給を受ける場合でも、この補助金の交付を受けることが可能です。

担当：介護保険課

指導第1・第2グループ

TEL 053-457-2875・2787

E-mail :kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp